

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第66号）（総合企画局プロジェクト推進室）

次のとおり、京都市大学のまち交流センターに講習室を設置することに伴い、使用料等を定めることとしました。

1 講習室の使用料

区	分	使 用 料
第1講習室	1 年	2,480,000円
	1講時、2講時、3講時、4講時又は5講時	1,800
	6講時又は7講時	2,700
第2講習室、 第3講習室 及び第4講 習室	1 年	2,170,000
	1講時、2講時、3講時、4講時又は5講時	1,600
	6講時又は7講時	2,400
第5講習室、 第6講習室、 第7講習室 及び第8講 習室	1 年	1,860,000
	1講時、2講時、3講時、4講時又は5講時	1,400
	6講時又は7講時	2,100

2 講習室の使用期間の特例

市長は、次に掲げるものの講習室の使用期間を、1年以上5年以内とすることとすることとします。

(1) 大学院に在学する者又は社会人の教育を実施しようとする大学で、
市長が適當と認めるもの

(2) 大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交
流を促進する活動を行うもので、市長が適當と認めるもの

この条例は、平成16年10月1日から施行することとしました。
なお、使用の許可の申請等の準備行為は、この条例の施行前において
も行うことできることとしました。

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 桜本 賴兼

京都市条例第66号

京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例

京都市大学のまち交流センター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「地域社会等」を「地域社会等と」に改める。

第13条を第14条とし、第7条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条に次の3項を加える。

3 講習室を1年以上5年以内の間使用する場合の使用料（以下「年間使用料」という。）は、前項の規定にかかわらず、使用に係る年度の初日（年度の中途において使用を開始する場合にあっては、その使用を開始する日）から起算して1月以内に当該年度分を納入しなければならない。

4 講習室を使用するもの（前項の規定により年間使用料を納入しなければならないものに限る。次項において同じ。）は、電気又は水道を特別に使用したときは、その実費を納入しなければならない。

5 講習室を使用するものは、電話回線を使用したときは、その料金に相当する額を納入しなければならない。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（講習室の使用期間の特例）

第5条 市長は、次に掲げるものの講習室の使用期間を、1年以上5年以内とすることができます。

(1) 大学院に在学する者又は社会人の教育を実施しようとする大学で、

市長が適當と認めるもの

(2) 大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交流

を促進する活動を行うもので、市長が適當と認めるもの

2 前項の期間は、更新することができる。

別表中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同表和室の項の次に次の3項を加える。

第 1 講 習 室	1 年	2,480,000
	1 講時、2 講時、3 講時、4 講時又 は 5 講 時	1,800
	6 講 時 又 は 7 講 時	2,700
第 2 講 習 室、第 3 講 習 室及び第 4 講 習 室	1 年	2,170,000
	1 講時、2 講時、3 講時、4 講時又 は 5 講 時	1,600
	6 講 時 又 は 7 講 時	2,400
第 5 講 習 室、第 6 講 習 室、第 7 講 習 室及び第 8 講 習 室	1 年	1,860,000
	1 講時、2 講時、3 講時、4 講時又 は 5 講 時	1,400
	6 講 時 又 は 7 講 時	2,100

別表備考に次のように加える。

4 講習室の使用期間の初日又は末日が年度の中途である場合におけるその年度に係る年間使用料は、使用期間の初日の属する月から使用期間の末日の属する月までの月割りによって計算して得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 使用の許可の申請その他講習室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（総合企画局プロジェクト推進室）